

子ども・子育て支援新制度 がスタートします！

一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会を目指して、来年4月から新しい制度が始まります。今回は、新しい制度の概要についてお知らせします。



子ども・子育て支援新制度 Q&A

Q 利用のための認定とは？

A. 利用先の希望や子どもの年齢によって3つの区分があります。

認定区分	利用施設
1号認定 お子さんが満3歳以上で教育を希望される場合	幼稚園 認定こども園
2号認定 お子さんが満3歳以上で保育を希望される場合	保育所 認定こども園
3号認定 お子さんが満3歳未満で保育を希望される場合	保育所 認定こども園 地域型保育

※現在、町立幼稚園では満4歳～5歳児のみ入所となります。また、町内には認定こども園はありません。
※2号認定または3号認定を受ける人は、保育の必要量によって「保育標準時間」または「保育短時間」に区分され、利用できる時間が異なります。

Q 入所までの手続きは？

A. 利用する施設によって異なります。

【幼稚園など(1号認定)の場合】 (町ではすでに受付中です)

- ①施設に直接申込み。
- ②施設から入園の内定を受ける。
- ③施設を通じて「認定」を申請する。
- ④施設を通じて町から認定証が交付される。
- ⑤施設に入園

【保育所など(2・3号認定)の場合】

- ①町に「保育の必要性」の認定申請および保育所の利用希望を申込み。
- ②町から認定証が交付される。
- ③申請者の希望、保育所などの状況などにより町が利用調整を行う。
- ④利用先の決定後、施設に入所

1. 子ども・子育て支援新制度とは？

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立しました。これらの法律に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援を総合的に進めていく「子ども・子育て支援新制度」(以下「新制度」)が来年4月から全国的にスタートする予定です。

2. 国が新制度で目指すもの

- ①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供の促進を図ります。
- ②地域のニーズに応じた子育て支援サービスを充実させます。
- ③保育の量的拡大・確保を行い、保育の場を計画的に整備します。

3. 稲美町子ども・子育て支援事業計画について

稲美町では、住民のニーズ調査の結果などを踏まえ、教育・保育の需要の見込みや提供体制などを盛り込んだ「稲美町子ども・子育て支援事業計画」の策定を目指しています。そのため、平成25年度に「稲美町子ども・子育て会議」を設置し、新制度の実施に向けた検討を行っています。

27年度保育園の園児募集

【対象者】保護者が働いていたり病気のため家庭で十分な保育ができない町内に住所のある0歳から5歳までの新規入園希望者

【入所案内の配付】10月1日(水)から各保育園または地域福祉課で配付します。

【受付期間】1次募集 10月14日(火)～11月28日(金)
※2次募集以降は、1次募集の状況を見て行います。

【申込場所】

「町内の保育園希望の場合」

- ①原則として11月4日(火)～6日(木)10:00～14:00の期間中に、第1希望の保育園へ提出してください。
- ②都合により①以外の期間に提出される場合は、事前に第1希望の保育園へ連絡のうえ提出いただくか、地域福祉課へ提出してください。

「町外の保育園希望の場合」

- ・地域福祉課へ提出してください。

【募集人数および連絡先】

バンビ第一保育園(森安)	30人	☎492-0304
バンビ第二保育園(岡)	30人	☎492-4140
母里保育園(野寺)	30人	☎495-2343
加古保育園(加古)	15人	☎492-4810



バンビ第一保育園「お茶会」



バンビ第二保育園
「大きなお芋が掘れました」



加古保育園
「みんなの願い 天まで届きますように！」



母里保育園
「天までとどけ母里太鼓」

新制度のスタートに伴う変更点

新制度のスタートに伴う変更点をお知らせします。

【利用手続きの変更】

新制度では、幼稚園や保育所などを利用する際に、施設利用のための「認定」(次頁のQ&A参照)を受けていただきます。

そのため、各施設の利用にあたっては、認定書の申請手続きが必要となります。

※現在子どもが幼稚園・保育所などを利用中の人へ

現在子どもが幼稚園・保育所などを利用中の人で、平成27年4月以降も引き続き利用を希望される場合も、「認定」の手続きが必要となります。

手続きの方法等については、後日保護者へお知らせします。

【保育料の算定方法】

・保育所

これまでの保育料(利用料)は保護者の所得税を基に算定していました。

新制度では**保護者の町民税**を基に算定します。

実際の保育料(利用料)は、今後国が定める基準を踏まえて町が決定します。

・幼稚園

新制度がスタートすることを踏まえ、入園料・保育料を決定します。

※いずれも詳細が決まり次第、広報や町のホームページでお知らせします。

